

「高速バス表示ガイドライン」の策定について

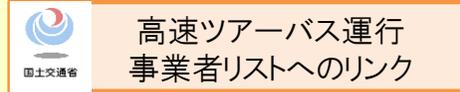
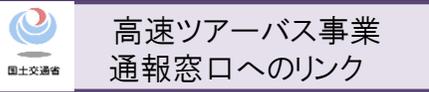
高速乗合バス及び高速ツアーバスにおけるインターネット（携帯電話用サイトを含む。以下同じ。）、紙媒体及び車両における表示を対象に、高速乗合バス事業者、旅行業者及び販売サイトを含む関係者による表示の改善や国による関係者への指導における指針として、策定し、公表（6月29日（金））。

表示内容

インターネット（携帯電話用サイトを含む。）における表示

表示を必須とする事項

- ① 高速乗合バスと高速ツアーバスの別
- ② 実際に運行を行う貸切バス事業者名とリスト番号（高速ツアーバスの場合）
- ③ 実車走行距離
- ④ 所要時間（見込み）
- ⑤ 交替運転者（例：2名乗務／1名乗務）
- ⑥ 運行バス事業者が加入する任意保険（共済）の概要（例「対人無制限」）
- ⑦ 安全運行協議会の設置の有無（高速ツアーバスの場合）
- ⑧ 乗降場所 等



表示を推奨する事項

- ① 安全性の向上のための自主的な取組（例：貸切バス事業者の選定基準、運転者の配置基準への適合性、バス車両へのふらつき注意喚起装置の設置等） 等

紙媒体における表示

- ① 利用者にとって「高速乗合バス（路線バス）」と「高速ツアーバス（旅行商品）」の別が容易に判別できるよう表示。
- ② インターネットにおける表示事項が掲載されたホームページの紹介を行うこと等により、利用者がより詳しい情報を得られるよう表示。

車両における表示

車外への表示（高速ツアーバスに限る。）



車内での表示

走行距離が400km以上の運行については、利用者の目に留まりやすい場所に、以下の事項を掲示又は備え付けることとする。

- ① 関係する事業者名
- ② 運行経路
- ③ 走行距離
- ④ 交替運転者の配置計画
- ⑤ 安全運行協議会への参加
- ⑥ 車両の初年度登録月日 等

車内での放送

走行距離が400km以上の運行については、起点バス停留所等からの出発時に運転者（交替運転者を含む。）が氏名、途中休憩の場所（運転者が仮眠を取る場合はその旨も付言）について車内放送を行うこととする。

旅行業者、地方自治体、学校関係者等の発注者が、安全性を重視して貸切バスを選定していただけるよう、貸切バスを選定・利用する際のポイントを示したガイドラインを策定し、その活用について周知を図るとともに、これに沿った貸切バスの選定がなされるよう指導・要請（6月29日（金）公表）。

選定・利用のポイント（例）

- ①行程検討の際の留意点
 - ・ 運転者の労働時間、運転時間、休憩等についての規則等を前提とした行程の作成
- ②事業者の選定に関する留意点
 - ・ 事業許可・営業区域の確認
 - ・ サービスの安全性を判断する上で参考となる情報（行政処分の状況、任意保険加入状況、貸切バス事業者安全性評価認定制度、高速ツアーバス運行事業者リスト）
- ③貸切バス調達に係る入札・契約における留意点
 - ・ 安全性を含めて総合的に評価する選定方法を推奨（安全性に係る評価項目を提示）
- ④運送契約に関する留意点
 - ・ 標準運送約款の要点（運送申込みと契約の成立、契約の変更、運賃及び料金、キャンセル料）
 - ・ 事故・故障等緊急時の連絡先・対応の確認

貸切バス選定・利用ガイドラインの役割

